

これからの文化行政検討会議設置要領

(設 置)

第1 京都府文化力による京都活性化推進条例の改正及び同条例第7条の規定に基づく基本指針の改定（以下「条例改正等」という。）について検討するに当たり、外部の有識者の意見を聴取するため、「これからの文化行政検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成等)

第2 検討会議は、優れた見識を有する者の中から、知事が選任する委員20名以内をもって構成する。

- 2 委員は、条例改正等について意見を述べるものとする。
- 3 委員の任期は、条例改正等ができるまでとする。

(座長等)

第3 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により、副座長は、座長の指名により定める。
- 3 座長は、検討会議の議事を運営する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4 検討会議は、必要の都度開催するものとし、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 文化スポーツ部長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 検討会議は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針（平成24年12月5日施行）に基づき、原則、公開とする。

(事務局)

第5 検討会議の事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月5日から施行する。